

## 第4章 施策の取組（地域包括ケアシステムの構築の推進）

### 第1節 住み慣れた地域での暮らしの実現

### 第2節 高齢者の社会参加の促進

### 第3節 介護サービス等の適正な運営

#### 第4章

本計画の基本理念、基本目標、基本施策に基づいて、第8期計画に実施する具体的な施策の取組について定めます。



## 第1節 住み慣れた地域での暮らしの実現

### 1 健康づくり・介護予防の推進（基本目標1—基本施策1）

<p><b>基本施策1</b></p> <p>健康づくり・ 介護予防の推進</p>	<p>(1)介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の充実【重点施策】</p> <p>①総合事業(訪問型サービス) ②総合事業(通所型サービス)</p> <p>③介護予防ケアマネジメント</p>
	<p>(2)健康づくり・介護予防教室の推進</p> <p>①介護予防の普及促進 ②シニアセンターを拠点とした居場所づくり</p> <p>③シニアセンターでの筋力トレーニング事業 ④元気アップデイサービス事業</p> <p>⑤高齢者ニューススポーツ普及事業 ⑥高齢者の健康づくり(ロコモティブシンドロームの普及啓発)</p>
	<p>(3)地域づくり型介護予防事業【重点施策】</p> <p>①「住民主体の介護予防のための通いの場」でのいきいき百歳体操</p> <p>②地域づくり型介護予防サポーター養成事業</p> <p>③地域リハビリテーション活動支援事業</p>
	<p>(4)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進</p>

#### 【重点施策】

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実

##### ①総合事業（訪問型サービス）

<p><b>概要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要介護認定で要支援1・2と判定された方や基本チェックリストにより、サービス事業対象者（生活機能の低下が見られ、要支援状態となるおそれがある高齢者）と認定された方を対象として、掃除・洗濯などの日常的支援を行っています。</li> <li>●平成29年4月より「訪問介護相当サービス」に加え「訪問型サービスA」を開始しました。「訪問型サービスA」とは、サービス提供は従来の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護サービスを提供していますが、従来の訪問介護事業所の人員の基準等を緩和しています。</li> </ul>
<p><b>第7期の評価</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成29年度から「訪問型サービスA」を開始し、従来よりも生活機能の低下がみられた早期の段階で、利用者が介護予防に取り組むことができるようになりました。</li> <li>●「訪問型サービスA」事業者を対象にリハビリテーション専門職による講話や実技指導などの研修を行い、介護予防ケアマネジメントの理解を深めることができました。</li> <li>●令和3年度の運用に向け住民主体型の「訪問型サービスB」を計画しました。</li> </ul>
<p><b>第8期の取組</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●リハビリテーション専門職による短期集中型予防サービス「訪問型サービスC」、住民、ボランティア、NPO法人等による、多様な主体による移動支援「訪問型サービスD」を検討します。</li> <li>●「訪問型サービスB」の運用を開始します。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者のニーズに合わせ、適切な総合事業によるサービスに繋いでいきます。</li> <li>●総合事業のサービス単価については、国の定める額を勘案し、検討します。</li> </ul>					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
訪問介護相当サービス 利用者数	150	146	182	186	190	194
訪問型サービスA 利用者数	70	75	61	62	63	64
訪問型サービスB 利用者数	—	—	—	8	11	18

## ②総合事業（通所型サービス）

<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要介護認定で要支援 1・2 と判定された方や基本チェックリストにより、サービス事業対象者（生活機能の低下が見られ、要支援状態となるおそれがある高齢者）と認定された方を対象として、機能訓練や通いの場などを提供します。</li> <li>●平成 29 年 4 月から「通所介護相当サービス」に加え「通所型サービスA」を開始しました。「通所型サービスA」とは、サービス提供は従来の通所介護事業所による生活機能向上のための機能訓練のサービスを提供しますが、従来の通所介護事業所の人員の基準等を緩和しています。</li> <li>●令和元年 6 月から短期集中型の「通所型サービスC」を開始し、入院等により一時的に生活機能が低下した方を短期集中的に生活機能を向上させるため、専門職が個別プログラムに基づき、機能訓練を実施しています。</li> </ul>					
<b>第7期の評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「通所型サービスA」、「通所型サービスC」が開始されたことにより、従来よりも生活機能の低下がみられた早期の段階で、利用者が介護予防に取り組むことができるようになりました。</li> <li>●「通所型サービスA」事業者を対象にリハビリテーション専門職による講話や実技指導などの研修を行い、介護予防ケアマネジメントの理解を深めることができました。</li> <li>●令和 3 年度の運用に向け住民主体型の「通所型サービスB」を計画しました。</li> </ul>					
<b>第8期の取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者のニーズに合わせ、適切な総合事業によるサービスに繋いでいきます。</li> <li>●「通所型サービスB」の運用を開始します。</li> <li>●総合事業のサービス単価については、国の定める額を勘案し、検討します。</li> </ul>					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
通所介護相当サービス 利用者数	412	388	475	489	504	519
通所型サービスA 利用者数	174	178	200	204	208	212
通所型サービスB 利用者数	—	—	—	8	11	18

通所型サービスC 利用者数	—	5	5	5	5	5
------------------	---	---	---	---	---	---

## ③介護予防ケアマネジメント

概 要	●要支援者や事業の対象者に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。
第7期の 評価	●地域包括支援センター等が要支援者等からの相談を受け、その心身の状況や生活環境その他の状況に応じた適切なサービスが、包括的かつ効果的に提供することができました。 ●自立支援に資するケアマネジメント会議を定期的で開催し、リハビリテーション専門職による助言・指導により、介護予防ケアマネジメントの理解を深めることができました。
第8期の 取組	●基本チェックリストの結果、本人の利用するサービス、利用者の状態等を踏まえ、効率的なケアマネジメントの導入について検討します。

## (2) 健康づくり・介護予防教室の推進

## ①介護予防の普及促進

概 要	●高齢者が自主的に生活機能の維持・向上のための介護予防活動に取り組むことができるよう、専門職等による介護予防教室「元気もりもり講座」を開催しています。					
第7期の 評価	●生きがいサロン等の高齢者が集まる場において、保健師による運動、栄養、口腔等に関する指導を行い、高齢者の介護予防に関する意識を向上させ、生活機能の維持・向上に資することができました。 ●講座内容や募集方法に課題があり、実施回数、参加者数が計画値を達成することができませんでした。					
第8期の 取組	●引き続き事業を継続し、効果的な介護予防に努めます。 ●講座内容の見直しや周知拡大を行いながら、介護予防教室への高齢者の参加の機会を増やします。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
実施回数	41	28	51	51	51	51
参加者数	885	744	1,023	1,023	1,023	1,023

## ②シニアセンターを拠点とした居場所づくり

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防施設として市が設置した施設で、施設の特徴と利用者等の声を反映し、地域に開かれた施設として機能を展開しています。</li> <li>●施設内には高齢者の身体特性を考慮した温泉プールやトレーニングマシンがあるほか、多目的ホールでは囲碁・将棋・麻雀等の利用ができます。</li> </ul>					
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者については、令和元年度は台風19号による秋祭りの中止、令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため、計画値に届きませんでした。指定管理者による自主事業の充実もあり、高齢者の居場所や介護予防施設としての効果が発揮されました。</li> <li>●建築から18年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。継続した事業ができるよう、長寿命化のための改修の必要があります。</li> </ul>					
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染防止対策を徹底しながら、引き続き、筋力トレーニング事業や元気アップデイサービス事業を継続し、指定管理者による自主事業の支援を図っていきます。</li> <li>●適切に施設の維持管理を行い、施設の長寿命化を図るための方策を検討します。</li> </ul>					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
延べ利用者数	20,282	17,889	7,200	9,400	10,400	11,400

※新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数に影響が出ています。

## ③シニアセンターでの筋力トレーニング事業

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●シニアセンターのトレーニングマシンや温泉プールを活用し、利用者個々に応じて週2回、全26回トレーニングを行うことで、身体機能の向上、運動習慣の定着化を図ります。</li> </ul>					
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>●参加者の日常生活機能の向上や、体の痛みの減退といった有用性の確認ができており、事業効果は上がっています。</li> <li>●令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止対策のため施設が休館したことにより、募集を行わない期間があったため、利用者実人数が減少しています。</li> <li>●更なる参加者増のため、参加募集の周知について広く行う必要があります。</li> </ul>					
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染防止対策を徹底しながら、参加募集の周知について広く行い、引き続き、事業を継続します。</li> </ul>					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
マシン利用者実人数	50	44	28	45	45	45
プール利用者実人数	48	36	32	48	48	48

## ④元気アップデイサービス事業

概要	●要介護認定を受けていない高齢者を対象にいきいき百歳体操や手工芸、季節の行事、趣味の活動等のサービスを提供することで、介護予防や閉じこもり予防のための支援を行います。					
第7期の評価	●要介護認定を受けていない高齢者の通いの場として、介護予防や閉じこもり予防に寄与しました。 ●生きがいサロン推進事業により、地域における居場所の確保が進められており、年々、利用者の減少が見られます。					
第8期の取組	●引き続き事業を継続しますが、利用者で身近に生きがいサロンのある高齢者については、利用者のニーズに応じて、生きがいサロンの利用も勧めます。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
利用者実人数	262	257	250	240	240	240

## ⑤高齢者ニュースポーツ普及事業（新規）

概要	●高齢者が身近な場所でスポーツ活動を通して、健康づくりや生きがいづくり、地域社会への参加ができるよう「スポーツ・食育・交流」をテーマとした情報を発信します。また、関係団体等と連携した講座等を開催し、ニュースポーツの推進を図ります。（「スポーツ推進基本計画」より参照）
----	---

## ⑥高齢者の健康づくり（ロコモティブシンドローム予防の普及啓発）（新規）

概要	●運動器症候群であり、いわゆるロコモティブシンドロームは、運動器の衰えのために自立度が低下し介護が必要となる危険が高いことから、健康づくりの一環としてその知識と予防方法の普及啓発に努めます。（「いきいきプラン21」より参照）
----	--

## 【重点施策】

## (3) 地域づくり型介護予防事業

## ①「住民主体の介護予防のための通いの場」でのいきいき百歳体操

概要	●「住民主体の介護予防のための通いの場」にリハビリテーション専門職等を派遣し、いきいき百歳体操定着のための活動を支援します。					
第7期の評価	●地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携した地域づくりを進めながら、計画どおりに、いきいき百歳体操による通いの場を拡大することができました。 ●リハビリテーション専門職による運動指導、かみかみ百歳体操による口腔指導、参加する方への介護予防サポーター養成を行いながら通いの場の運営強化に取組み、参加する高齢者の自立した生活の維持向上に寄与することができました。					
第8期の取組	●引き続き、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携した事業の継続と通いの場の設置を支援します。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
開催場所	37	46	50	55	60	65
参加人数	883	1,003	1,100	1,210	1,320	1,430

②地域づくり型介護予防サポーター養成事業

<b>概要</b>	●住民運営の通いの場が、安心して楽しく通える場となり、介護予防に効果的な体操を継続するための協力者である介護予防サポーターを養成します。					
<b>第7期の評価</b>	●介護予防サポーター養成講座や養成講座修了者向けスキルアップ研修を開催し、介護予防サポーターを養成することができました。 ●周知や募集方法に課題があり、養成者数が計画値を達成することができませんでした。					
<b>第8期の取組</b>	●引き続き事業を継続します。					
<b>実績と見込み</b>	<b>H30 (実績)</b>	<b>R1 (実績)</b>	<b>R2 (見込み)</b>	<b>R3 (計画)</b>	<b>R4 (計画)</b>	<b>R5 (計画)</b>
介護予防サポーター 養成者数(累計)	69	69	80	90	100	110

③地域リハビリテーション活動支援事業

<b>概要</b>	●介護予防・重度化防止の機能を強化するために、地域においてリハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進しています。					
<b>第7期の評価</b>	●いきいき百歳体操や自立支援に資するケアマネジメント会議にリハビリテーション専門職を派遣することにより、高齢者の心身機能の向上やケアマネジャー等の資質向上に寄与することができました。					
<b>第8期の取組</b>	●引き続き事業を継続し、地域における介護予防の取組を強化します。					
<b>実績と見込み</b>	<b>H30 (実績)</b>	<b>R1 (実績)</b>	<b>R2 (見込み)</b>	<b>R3 (計画)</b>	<b>R4 (計画)</b>	<b>R5 (計画)</b>
派遣人数	66	56	70	70	70	70

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進(新規)

<b>概要</b>	●高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から、国民健康保険の保険事業と介護保険の介護予防事業を一体的に実施します。
<b>第8期の取組</b>	●高齢者医療、国民健康保険、健康づくり、介護等の関係部署が連携し、国保データベース(KDB)システムの活用、通いの場への参画等による一体的な実施に係る事業の基本的な方針を策定します。



## 2 在宅生活の支援（基本目標1ー基本施策2）

<p><b>基本施策2</b></p> <p>在宅生活の支援</p>	<p>(1)介護保険サービス(在宅系サービス)の充実</p>
	<p>(2)介護保険サービス(地域密着型サービス)の充実</p>
	<p>(3)各種相談及び権利擁護の推進</p> <p>①住宅改修相談員派遣事業 ②訪問等による高齢者の実態把握 ③総合相談</p> <p>④日常生活自立支援事業(あすてらす)の利用促進 ⑤成年後見制度の利用支援</p> <p>⑥高齢者虐待防止 ⑦高齢者緊急一時保護事業</p> <p>⑧養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所措置</p>
	<p>(4)介護保険外の高齢者福祉サービスの推進</p> <p>①高齢者配食サービス ②寝具洗濯乾燥消毒サービス事業</p> <p>③高齢者理美容料金助成事業 ④在宅要介護高齢者紙おむつ給付事業</p> <p>⑤高齢者外出支援タクシー料金助成事業</p> <p>⑥要介護高齢者等日常生活用具(自動消火器、火災警報器、電磁調理器、福祉電話)給付事業</p> <p>⑦緊急通報システム事業 ⑧高齢者救急医療情報キット給付事業</p>

### (1) 介護保険サービス（在宅系サービス）の充実

<p><b>概要</b></p>	<p>高齢者が住み慣れた地域や在宅で安心して自立した生活ができるよう、自宅を中心に提供されるサービスです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問介護 ●訪問入浴介護 ●訪問看護 ●訪問リハビリテーション</li> <li>●居宅療養管理指導 ●通所介護 ●通所リハビリテーション</li> <li>●短期入所生活介護 ●短期入所療養介護 ●福祉用具貸与</li> <li>●特定福祉用具販売 ●住宅改修費 ●特定施設入居者生活介護</li> <li>●介護予防支援・居宅介護支援</li> </ul> <p>※それぞれのサービスの内容は、資料編に記載しています。</p> <p>また、平成29年度の介護保険法等の改正により新たに位置付けられた「共生型サービス事業所」については、介護保険と障害福祉の両制度において、サービスの質の確保がなされるよう留意しつつ、整備の推進を図ります。</p>
<p><b>第7期の評価</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一人暮らしの高齢者の増加により在宅サービスのニーズが高まり、訪問系サービスは増加傾向にあります。今後も継続的に増加するものと推測されることから、引き続き在宅系サービスの充実を図りました。</li> <li>●給付費、利用者数ともに増加しています。特に通所・訪問リハビリテーションにおいては、自立支援・重度化防止の為、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を目的とした重要なサービスの一つであり、リハビリテーション利用者が増加していると考えられます。</li> </ul>

第8期の 取組	●一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加に見合った適切なサービス量を見込むとともに、引き続き在宅系サービスの充実に取り組みます。
実績と見込み	実績と見込みについては本章第3節に記載しています。

## (2) 介護保険サービス（地域密着型サービス）の充実

概 要	<p>高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活を続けられるよう提供されるサービスです。原則として、市民のみが利用できるサービスです。</p> <p>●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●夜間対応型訪問介護</p> <p>●認知症対応型通所介護 ●小規模多機能型居宅介護</p> <p>●認知症対応型共同生活介護 ●地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>●地域密着型通所介護</p> <p>※それぞれのサービスの内容は、資料編に記載しています。</p>
第7期の 評価	<p>●一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加により、「通い」「泊まり」「訪問」の機能を備えた小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護のサービスの需要が高まっています。</p> <p>●第7期計画に計上された地域密着型施設整備については、開所時期に遅れは生じたものの、計画どおりの施設数を整備することができました。</p> <p>●地域密着型サービスについては、概ね計画値どおりの実績です。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、計画値より実績値が高く、需要が高まっています。</p>
第8期の 取組	●一人暮らしや高齢のみ世帯の増加や認知症高齢者の増加が予測され、今後も地域密着型サービスの需要は増加すると見込まれるため、引き続きサービス事業所の整備を推進し、サービスの充実を図ります。
実績と見込み	実績と見込みについては本章第3節に記載しています。

※サービス基盤整備については、基本目標1基本施策3(1)に記載

## (3) 各種相談及び権利擁護の推進

### ①住宅改修相談員派遣事業

概 要	●身体の機能が低下した高齢者向けの住宅の改修を行う場合に、専門家の住宅改修相談員を自宅に派遣します。					
第7期の 評価	●住宅改修施工業者及び居宅介護支援事業者等と情報共有、連携を取ったが、申込はありませんでした。周知不足に課題がありました。					
第8期の 取組	●住宅改修施工業者及び居宅介護支援事業者等と連携を取り、広く周知を図り、今後も支援が必要な人のために引き続き事業を実施します。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
派遣件数	0	0	2	3	4	5

## ②訪問等による高齢者の実態把握

概要	●地域包括支援センターの専門職が、高齢者宅への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集、地域の様々な関係者のネットワークの活用、保健・医療・福祉サービス関係機関との連携等を行い、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態を把握します。
第7期の評価	●地域包括支援センターの専門職が、個別訪問や電話による相談、地域住民や医療介護関係者等のネットワークによる情報を元に、高齢者本人の実態把握や相談を行いながら、適切な生活支援や介護予防のサービスに繋いだことで、高齢者の安心した生活を維持することができました。
第8期の取組	●民生委員、自治会等の関係者や保健・医療・福祉・介護等のサービス関係機関と連携し、医療・介護サービスを必要とする高齢者を把握し、速やかな実態把握調査を実施します。

## ③総合相談

概要	<p>●総合相談支援として、次の業務を行います。</p> <p>(1) 初期段階での相談対応</p> <p>◇本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じて相談を受け、的確な状況把握等を行い、相談内容に即したサービス提供又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。</p> <p>(2) 継続的・専門的な相談支援</p> <p>◇専門的・継続的な対応が必要な場合には、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者から詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定します。</p>
第7期の評価	<p>●地域包括支援センターの専門職が、個別訪問や電話による相談受付、地域住民や医療介護関係者等のネットワークによる情報を元に、高齢者本人の実態把握や相談を行いながら、適切な生活支援や介護予防のサービスを提供することができました。</p> <p>●地域社会での人間関係の希薄化や高齢者人口の増加により、相談・対応支援の多様化・複雑化への対応が求められます。</p>
第8期の取組	<p>●民生委員、自治会等の関係者や保健・医療・福祉・介護等のサービス関係機関と情報共有を図り、総合的な相談に努めます。</p> <p>●生活面に困難を抱える高齢者に対し、生活困窮者対策や養護老人ホーム等の現行の取組とも連携しながら、住まいと生活の支援を一体的に行います。</p>

#### ④日常生活自立支援事業（あすてらす）の利用促進

概要	●判断能力が不十分な高齢者等の金銭の管理や重要書類の預かり、福祉サービス利用の補助等を有償で行う日常生活自立支援事業（あすてらす）の利用を推進します。
第7期の評価	●社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員と連携し、事業を必要とする高齢者の適切な利用につなげることができました。 ●利用者の増加に伴い、対象者を速やかに把握する必要性が高まっています。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。

#### ⑤成年後見制度の利用支援

概要	●認知症等により判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者等を対象に、成年後見人等が契約などの法的行為について「代理」や「同意」などの機能を行行使し権利を守る成年後見制度の利用を支援しています。
第7期の評価	●地域包括支援センターと連携し、成年後見制度利用を支援することにより、高齢者の権利擁護の実現に寄与しました。 ●認知症高齢者等の増加により、成年後見制度の利用者数が増加傾向にある中、高齢者・障害者が住み慣れた地域で生活できるよう、成年後見制度利用促進基本計画の策定を開始しました。
第8期の取組	●成年後見制度利用促進基本計画を策定します。 ●社会福祉協議会、県社会福祉士会等の関係機関との連携を強化し、適切、迅速に対応できる相談・支援体制を充実します。

#### ⑥高齢者虐待防止

概要	●地域包括支援センターを中心とした関係機関のネットワークを強化し、高齢者虐待の早期発見と早期対応、未然防止に努め、高齢者の尊厳と安心した生活の確保を図ります。
第7期の評価	●地域包括支援センターと連携し、高齢者の虐待に関する相談、早期発見・対応を行い、高齢者の安心した生活の確保を支援することができました。 ●市DV担当課、医療・介護関係機関、警察等との連携強化を図ることで、高齢者虐待防止体制の強化を図ることができました。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。 ●庁内及び関係機関や地域の関係者と連携を強化していきます。

## ⑦高齢者緊急一時保護事業

概要	●養護者から虐待を受けている高齢者や養護者の疾病等により在宅での生活が困難な高齢者その他の緊急に保護が必要な高齢者を一時的に施設に入所させることにより、安心した生活の確保を図ります。
第7期の評価	●養護者から虐待を受けている高齢者や住まいを失くした高齢者など、緊急に保護が必要な高齢者を一時的に養護老人ホームに入所させ、安心した生活を確保し、その後の適切な支援につなげることができました。
第8期の取組	●引き続き事業を継続し、緊急に保護が必要な高齢者を支援します。 ●民生委員、自治会等の関係者や保健・医療・福祉・介護等のサービス関係機関との連携体制の強化を図ります。 ●新たな入所施設の検討を行います。

## ⑧養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所措置

概要	●養護老人ホーム 在宅での生活が困難であると認められる場合は、入所判定委員会による判定後、市が入所を委託することができます。 ●特別養護老人ホーム 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とするものの、在宅で介護を受けることが困難である高齢者が、やむを得ない事由で特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）に入所することが著しく困難であると認める場合は、入所判定委員会による判定後、市が入所を委託することができます。
第7期の評価	●身体上、精神上、環境上の理由や経済的な理由により居宅において介護を受けることが困難な高齢者や、養護者から虐待を受け分離が必要と判断した高齢者を措置することで、その高齢者の自立した日常生活や安心した生活を確保することができました。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。

#### (4) 介護保険外の高齢者福祉サービスの推進

##### ①高齢者配食サービス

<b>概要</b>	●65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯で、心身の障害、傷病等により調理が困難な状態又は低栄養状態にある高齢者を対象に、定期的に自宅を訪問し栄養バランスのとれた食事を提供し、安否確認を実施します。					
<b>第7期の評価</b>	●見込みより利用者が増え、より多くの高齢者の食事提供ができたことにより、高齢者の栄養状態の向上や安否確認ができ、安定した在宅生活に寄与しました。					
<b>第8期の取組</b>	●さらなる利用者の増加を目標に、引き続き事業を継続します。					
<b>実績と見込み</b>	<b>H30 (実績)</b>	<b>R1 (実績)</b>	<b>R2 (見込み)</b>	<b>R3 (計画)</b>	<b>R4 (計画)</b>	<b>R5 (計画)</b>
利用人数	251	245	250	255	260	265

##### ②寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

<b>概要</b>	●65歳以上の一人暮らしあるいは高齢者のみの世帯で、心身の障害や傷病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な高齢者に対し、クリーニング料金の9割を助成します。					
<b>第7期の評価</b>	●寝具類の衛生管理が困難な高齢者の助けとなっています。					
<b>第8期の取組</b>	●利用件数が少ないため、広報等により広く周知を図りながら、引き続き事業を継続します。					
<b>実績と見込み</b>	<b>H30 (実績)</b>	<b>R1 (実績)</b>	<b>R2 (見込み)</b>	<b>R3 (計画)</b>	<b>R4 (計画)</b>	<b>R5 (計画)</b>
利用件数	9	12	10	12	12	12

##### ③高齢者理美容料金助成事業

<b>概要</b>	●65歳以上で要介護認定を受けている在宅の高齢者に対し、理髪店や美容院利用助成券を交付し、経済的負担の軽減を図ります。					
<b>第7期の評価</b>	●利用件数について年々増加しており、在宅高齢者の経済的負担の軽減に寄与しました。					
<b>第8期の取組</b>	●引き続き事業を継続しますが、利用件数が増大している現状を踏まえ、サービス内容を検討します。					
<b>実績と見込み</b>	<b>H30 (実績)</b>	<b>R1 (実績)</b>	<b>R2 (見込み)</b>	<b>R3 (計画)</b>	<b>R4 (計画)</b>	<b>R5 (計画)</b>
利用件数	866	883	890	900	910	920

## ④在宅要介護高齢者紙おむつ給付事業

概要	●65歳以上で要介護認定を受け、主にベッド上で生活している人又は日常生活に支障を来すような認知症がある人で、常時おむつが必要な在宅の高齢者におむつ助成券を交付して経済的負担の軽減を図ります。					
第7期の評価	●利用件数は年々増加しており、在宅高齢者及びその家族の経済的負担の軽減に寄与しました。					
第8期の取組	●引き続き事業を継続しますが、利用件数が増大している現状を踏まえ、サービス内容を検討します。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
利用件数	931	971	990	1,010	1,030	1,050

## ⑤高齢者外出支援タクシー料金助成事業

概要	●自らの移動手段の確保が困難で、同居等の親族による外出支援を受けることができない70歳以上の高齢者に対し、タクシーを利用する際の料金を一部助成することにより、移動手段の充実を図ります。					
第7期の評価	●交付件数について年々増加しており、移動手段の充実が図られています。					
第8期の取組	●引き続き事業を継続しますが、利用者数が増大している現状を踏まえ、サービス内容を検討します。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
交付件数	2,399	2,565	2,650	2,700	2,750	2,800

## ⑥要介護高齢者等日常生活用具（自動消火器、火災警報器、電磁調理器、福祉電話）給付事業

概要	●65歳以上で低所得の寝たきり高齢者、認知症の人、一人暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯に対し、自動消火器、火災警報器、電磁調理器、電話機を給付し、又は貸与することにより日常生活の不安の解消を図ります。					
第7期の評価	●高齢者の日常生活における不安解消に寄与しているが、件数は減少傾向です。 ●日常生活用具の給付が少ない。					
第8期の取組	●利用件数が少ないため、広報等により広く周知を図りながら、引き続き事業を継続します。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
給付件数 (福祉電話以外)	0	1	5	5	5	5
貸与台数 (福祉電話)	17	13	15	15	15	15

⑦緊急通報システム事業

<b>概 要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅で生活する65歳以上の一人暮らし、高齢者のみ世帯又は重度障害者と同居している高齢者に対し、日常生活の相談や緊急事態に迅速に対応できる連絡体制を確立し、安全確保及び精神的な不安解消を図るため、緊急通報装置を無償で貸与します。</li> </ul>					
<b>第7期の評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貸与台数は計画より少なかったが、緊急時に迅速に対応できる通報装置は、高齢者の安全確保及び不安解消に効果がありました。</li> <li>●設置申込み時に必要な協力員（ご近所の方や親族の方）の確保が難しい方が増えてきており、貸与条件等について検討が必要です。</li> </ul>					
<b>第8期の取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貸与条件等の検討を進めながら、引き続き事業を継続します。</li> </ul>					
<b>実績と見込み</b>	<b>H30 (実績)</b>	<b>R1 (実績)</b>	<b>R2 (見込み)</b>	<b>R3 (計画)</b>	<b>R4 (計画)</b>	<b>R5 (計画)</b>
貸与台数	344	348	350	360	370	380

⑧高齢者救急医療情報キット給付事業

<b>概 要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一人暮らしの高齢者等に救急医療情報キットを給付し、安全と安心の確保を図ります。</li> </ul>					
<b>第7期の評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●累計給付数は順調に増えてきており、高齢者の安全で安心した在宅生活の維持に寄与しました。</li> <li>●課題としては、医療情報や緊急情報の更新が定期的に行われているか、確認できてないことである。</li> </ul>					
<b>第8期の取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続き事業継続します。</li> <li>●民生委員や地域包括支援センター職員に定期的に医療情報や緊急情報の確認を要請し、高齢者の安心安全の確保を図ります。</li> </ul>					
<b>実績と見込み</b>	<b>H30 (実績)</b>	<b>R1 (実績)</b>	<b>R2 (見込み)</b>	<b>R3 (計画)</b>	<b>R4 (計画)</b>	<b>R5 (計画)</b>
給付数（年間）	130	186	104	100	100	100
給付数（累計）	2,410	2,596	2,700	2,800	2,900	3,000



### 3 安心できる住まいの確保（基本目標1ー基本施策3）

<p><b>基本施策3</b></p> <p>安心できる住まいの確保</p>	<p>(1)介護保険サービス(施設・居住系サービス)の充実</p> <p>①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護医療院 ④介護療養型医療施設 ⑤有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に係る情報連携の強化</p> <p>(2)高齢者が暮らしやすい環境の充実</p> <p>①那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ②公共施設・民間施設のバリアフリー化 ③地域包括支援センターによるケアマネジャー等の支援 ④公共交通ネットワークの形成 ⑤交通事故防止対策 ⑥消費者被害の防止 ⑦防犯意識の向上 ⑧防災対策の推進 ⑨多様な住まいの確保 ⑩居住を支える仕組みの充実 ⑪温暖化対策 ⑫感染症対策</p>
--	---

#### (1) 介護保険サービス（施設・居住系サービス）の充実

<b>概要</b>	<p>高齢者が住み慣れた地域や在宅で安心して暮らすことができるための基盤となる施設及び居住系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護老人福祉施設</li> <li>●介護老人保健施設</li> <li>●介護医療院</li> <li>●介護療養型医療施設</li> </ul> <p>※それぞれのサービスの内容は、資料編に記載しています。</p>
<b>第7期の評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加により家族の介護力の低下が想定されることから、施設・居住系サービスの充実を図るため、介護老人福祉施設の整備を計画しましたが、応募する法人がありませんでした。</li> <li>●給付費・利用者については概ね計画値どおりの実績でした。</li> <li>●一人暮らしの高齢者の増加により、今後も施設・居住系サービスは必要とされているため、今後も計画的な施設整備が必要となります。</li> </ul>
<b>第8期の取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第7期で介護老人福祉施設の整備ができなかった点等を踏まえ、実現可能な施設整備となるよう計画に計上します。</li> <li>●一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加により家族の介護力の低下が想定されることから、適切なサービス量を見込むとともに、施設・居住系サービスの充実に取り組みます。</li> <li>●指定介護療養型医療施設を整備運営する法人と協議し、確実な転換を行えるように支援します。</li> </ul>

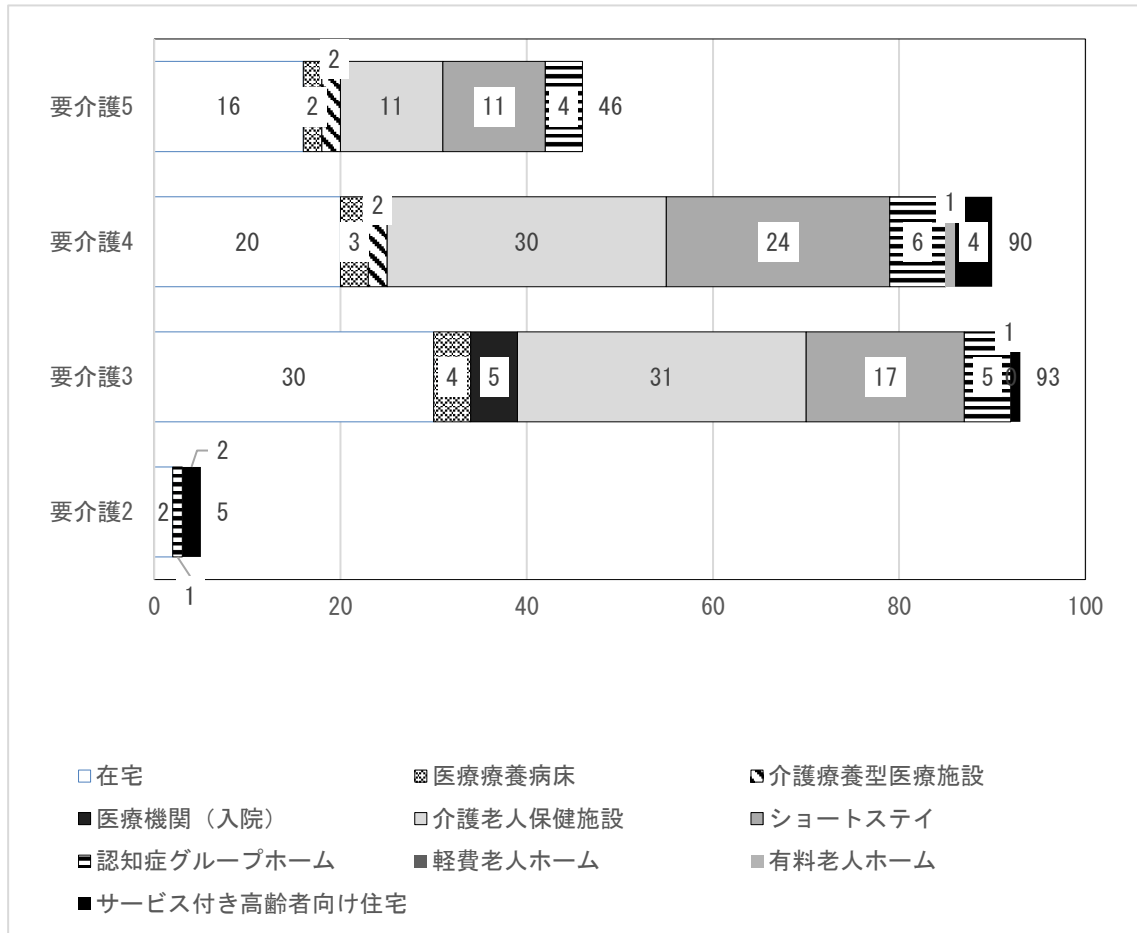
高齢者が住み慣れた地域や在宅で安心して暮らすことができるための基盤となる施設及び居住系サービスの基盤整備を進めていきます。

令和2年5月1日現在の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者の総数は、234人となっています。

要介護区分で見ると、要介護1が0人、要介護2が5人、要介護3が93人、要介護4が90人、要介護5が46人となっており、要介護4・5の重度者で58.1%を占めています。待機場所は、在宅で待機する要介護者が68人、医療療養型医療施設が9人、介護療養型医療施設が4人、介護老人保健施設が最も多く72人、ショートステイを利用する者が52人、認知症グループホームが16人、有料老人ホームが1人、サービス付き高齢者向け住宅が7人、入院中が5人となっています。

どの要介護区分でも、介護老人保健施設での待機者が多く、要介護3～5は、在宅及びショートステイでの待機者も多くなっています。

【介護老人施設待機者数】



介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者数は、前述したとおり234人です。要介護1は居宅サービスの利用により在宅生活が可能と考えられます。

要介護2は同居者がいる場合、居宅サービスの利用や家族のサポートにより、在宅での生活が可能と考えられますが、一人暮らしで認知症のある方については見守りが必要となります。

要介護3は、介護度が上がる方と下がる方が混在していますが、寝たきり度・認知症度が進行している方もいるため、在宅での生活が困難になります。そのため、介護者・家族等の状況を考慮しました（グループホーム入居者及び介護老人保健施設入所者を除く。）。

要介護4・5は、重度化しているため、常に介護が必要で、更に医療行為を必要とする方が多くなります。緊急に入所が必要な方もいるため特に設定せず、グループホーム及び介護老人保健施設入居者を除く全員を対象としました。

精査後の介護老人福祉施設入所待機者数は93人で、そのうち在宅での待機者数は41人となっています。

## 【介護老人福祉施設入所待機者数】

(単位：人)

区 分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
在 宅	0	2	30	20	16	68
医療療養病床	0	0	4	3	2	9
介護療養型医療施設	0	0	0	2	2	4
医療機関（入院）	0	0	5	0	0	5
介護老人保健施設	0	0	31	30	11	72
ショートステイ	0	0	17	24	11	52
認知症グループホーム	0	1	5	6	4	16
軽費老人ホーム	0	0	0	0	0	0
有料老人ホーム	0	0	0	1	0	1
サービス付き高齢者向け住宅	0	2	1	4	0	7
計	0	5	93	90	46	234

## 【精査後（更に家族の介護力を考慮）の介護老人福祉施設入所待機者数】

(単位：人)

区 分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
在 宅	0	0	5	20	16	41
医療療養病床	0	0	0	3	2	5
介護療養型医療施設	0	0	0	2	2	4
医療機関（入院）	0	0	0	0	0	0
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0
ショートステイ	0	1	1	24	9	35
認知症グループホーム	0	0	0	0	0	0
軽費老人ホーム	0	0	0	0	0	0
有料老人ホーム	0	0	0	1	0	1
サービス付き高齢者向け住宅	0	0	1	4	2	7
計	0	1	7	54	31	93

介護保険施設等の基盤整備については、入所待機者の状況や地域の事業所整備状況等を踏まえ、必要とされるサービス供給が可能となるような整備を推進していきます。

さらに、近年増加している有料老人ホーム等が、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況から、必要な介護サービス基盤の整備量を見込むため、有料老人ホーム等の入居定員総数および整備予定総数を踏まえ検討を進めます。

第8期計画では、高齢者が住み慣れた地域や在宅で安心して暮らすことができるよう、必要なサービスを適切に利用できる基盤整備が必要です。このようなニーズを踏まえ、できる限り自立した生活ができ、重度化を防ぐような施設等の整備を進めていきます。

また、市民のみが利用（原則）できる地域密着型サービス事業所の整備を推進します。

#### ○第8期計画中の施設・居住系サービス基盤整備計画

サービス名	R 3		R 4		R 5		合計	
	施設	床数	施設	床数	施設	床数	施設	床数
特別養護老人ホーム（広域型）	1	10	—	—	—	—	1	10
介護医療院	1	51	—	—	—	—	1	51
認知症対応型共同生活介護	—	—	1	9	—	—	1	9
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	2	—	—	—	2	—
看護小規模多機能型居宅介護※	—	—	1	(9)	—	—	1	(9)
合計	2	61	4	9	—	—	6	70

※看護小規模多機能型居宅介護の（）内数値は宿泊定員

#### ③有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に係る情報連携の強化（新規）

概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近年増加している有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等について、多様な介護ニーズの受け皿になっていることから、県等の関係機関との情報連携を強化し、施設の設置状況等の把握に努めます。</li> <li>●介護サービス相談員の積極的活用を通して、サービスの質の確保を図ります。</li> </ul>
-----	--

### (2) 高齢者が暮らしやすい環境の充実

#### ①那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略

概 要	●高齢者を支える生産年齢人口の比率を維持するために、若い世代を対象とした移住・定住促進施策を展開し、「選ばれるまち」づくりを進めます。
-----	---

#### ②公共施設・民間施設のバリアフリー化

概 要	●高齢者の積極的な社会参加のため、安全・安心に利用できるよう、公共施設のバリアフリー化を推進すると共に、民間施設への普及を促進します。
-----	---

### ③地域包括支援センターによるケアマネジャー等の支援

<b>概 要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう主任ケアマネジャーを中心に、主治医、ケアマネジャーなど多職種協働・多職種連携による長期継続ケアマネジメントの後方支援を行っています。</li> </ul>
------------	---

### ④公共交通ネットワークの形成

<b>概 要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日常生活の移動に対して不安を感じることなく、安心して暮らせる生活を支える地域公共交通ネットワークの形成を目指します。</li> <li>●多様化する利用者ニーズや高齢化の進行に対応するため、隣接する市町へのゆーバスの乗り入れなど、利便性の高い広域的かつ総合的な地域公共交通ネットワークの形成を目指します。</li> <li>●市内交通空白地帯の解消に向けた運行エリアの拡大（ゆータクの拡充やデマンド型交通の導入等）を検討し、地域の実情・要望に合った形態の導入を目指します。</li> </ul>
------------	---

### ⑤交通事故防止対策

<b>概 要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内の交通事故発生件数が減少するなかで、高齢者の交通事故の割合は依然として高いことから、より効果的な高齢者向け交通安全教室や広報活動、反射材着用の推進などの施策を引き続き実施し、交通事故防止を図ります。</li> </ul>
------------	--

### ⑥消費者被害の防止

<b>概 要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者を狙った架空請求詐欺や悪質商法等の消費者トラブルが後を絶たないことから、事例や対処方法等の情報提供や啓発活動を行い、消費者被害の未然防止に努めます。</li> <li>●消費生活センターにおける相談業務の充実を図るほか、地域や団体が主催する講座に講師を派遣し、消費生活に関する知識の学習や啓発の機会を提供します。</li> </ul>
------------	--

### ⑦防犯意識の向上

<b>概 要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域社会の連帯意識が希薄化する中、多様化する犯罪に高齢者が巻き込まれることが少なくないことから、関係機関と連携し、防犯に関する情報の提供により一人一人の防犯意識の向上を図るほか、地域の防犯力を高めるためのリーダー育成や地域組織の設立や活動の支援に努め、犯罪の発生しにくい環境づくりを推進します。</li> </ul>
------------	--

### ⑧防災対策の推進

<b>概 要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●異常気象等により、全国各地で大規模災害が多発する中、災害に対する備えが重要となっています。</li> <li>●防災対策を推進するため、市民協働の防災体制づくりや地域防災計画の改訂等を随時実施します。</li> <li>●市民協働による災害に強いまちづくりの推進に重点を置き、自主防災組織が市内全域で結成できるよう支援します。</li> </ul>
------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時には、自主防災組織を中心に、民生委員・児童委員などが連携して避難行動要支援者の避難支援をするための名簿の整備などにより、緊急時における各地区の役割を明確にし、初動時における体制の整備を図ります。</li> <li>●市・消防本部等及び自主防災組織は、防災訓練を実施する際には、避難行動要支援者に配慮したメニューを設定し、避難行動要支援者の支援について訓練を行います。</li> </ul>
--	---

### ⑨多様な住まいの確保（新規）

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●バリアフリー化や緊急時対応サービスなどが施された高齢者向け住宅や高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供などにより、高齢者等が身体状況等に応じて住み替えることのできる多様な住まいの確保を図ります。</li> </ul>
----	--

### ⑩居住を支える仕組みの充実（新規）

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●見守り活動や交流事業などの地域支え合い活動を促進するとともに、地域での見守りや公的な福祉サービスなどを組み合わせた総合的な地域包括ケアシステムの構築を図ります。また、高齢者等の生活を支えるサービスの維持や住み替え支援制度の情報提供の充実などにより、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように努めます。</li> </ul>
----	--

### ⑪温暖化対策（新規）

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●気温の上昇による超過死亡の増加が世界的に生じています。特に高齢者は、熱ストレスによる影響を受けやすいとされており、熱ストレスによる超過死亡者の増加が懸念されます。</li> <li>●温暖化による熱ストレスがもたらす影響について、ホームページ等の各種媒体により市民に啓発を行います。</li> <li>●特に熱中症については、熱中症予防情報メール等を活用し、高齢者施設への暑さ対策などの指導、民生委員や地域包括支援センター職員などによる高齢者への見守り活動など、対応力の強化を図ります。</li> </ul>
----	--



⑫感染症対策（新規）

<p>概 要</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●那須塩原市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、手洗い等の基本的な予防対策を周知し、まん延防止に努めます。</li><li>●在宅の高齢者等の要援護者については、対象者を把握するとともに、必要となる生活支援（見回り、介護、食事提供、在宅患者への対応等）を検討し、あらかじめ具体手続きを決定しておく。</li><li>●重症化の予防のため「高齢者肺炎球菌感染症予防接種」や「インフルエンザ予防接種」、「肺がん健診（65歳以上の方は結核健診を兼ねる）」の一部助成や接種の推奨をします。</li></ul>
------------	---



## 4 介護サービスの質の向上（基本目標1－基本施策4）

<p><b>基本施策4</b></p> <p>介護サービスの質の向上</p>	<p>(1)介護サービスの質の向上</p> <p>①介護サービス相談員派遣事業 ②事業者指導</p> <p>③地域密着型サービス運営推進会議への参加</p> <p>④事業者指導における災害に対する備えの推進 ⑤事業者指導における感染症に対する備えの推進 ⑥外部評価・第三者評価の支援 ⑦各種連絡協議会</p>
--	--

### (1) 介護サービスの質の向上

#### ①介護サービス相談員派遣事業

<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護サービス利用者、又はその家族の疑問や不満、不安の解消を図ると共に、介護サービスの質的向上を図ることを目的としています。</li> <li>●介護サービス相談員は、介護サービス提供事業所を訪ね、サービス利用者やその家族の相談に応じると共に、利用者が適正かつ充実したサービスが受けられるよう、サービス提供事業者や行政への橋渡し役も担っています。</li> </ul>					
<b>第7期の評価</b>	●未派遣であった事業所へ派遣を開始したことにより、更に利用者等の疑問、不満及び不安の解消が図られ、介護サービス事業者の質の向上に寄与しました。					
<b>第8期の取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続き事業を継続します。</li> <li>●新規で開設される地域密着型サービス事業所へ積極的に派遣を行います。また、既存の事業所で、未派遣の事業所についても、積極的・重点的に派遣の実施を図ります。</li> </ul>					
<b>実績と見込み</b>	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
派遣先事業所数 (全体)	92	93	96	99	102	105
【新規派遣事業所数】	【+3】	【+2】	【+3】	【+3】	【+3】	【+3】

#### ②事業者指導

<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービスの質の確保・向上が図られるよう、事業者の育成・支援を念頭に、事業者からの日常的な相談・指導を行うほか、市が直接の指導監督権を有する地域密着型サービス、総合事業、居宅介護支援を行う事業者に対して指導を行います。</li> <li>●<b>実地指導</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇おおむね3年に1回、介護サービス施設・事業所を訪問し、文書・証票類等の確認やヒアリング等により運営上の指導を行います。</li> <li>◇運営基準・介護報酬基準に基づいた体制・運営が適正に実施されているか等報酬請求上の指導を行います。</li> </ul> </li> <li>●<b>集団指導</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正なサービスを確保するための制度周知や、介護報酬請求に係る過誤や不正を防止するため、事業者の集団指導を行います。</li> </ul> </li> </ul>
-----------	---

第7期の 評価	●介護保険法第23条及び市の指導指針に基づき、事業所において関係書類の確認や職員からの聞き取り、設備の確認等を行うことにより、介護サービス事業所及び管理者等のサービスの質の向上を図ることができました。					
第8期の 取組	●引き続き事業を継続します。 ●「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」に基づき、実地指導の効率性を向上させて実施します。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
実地指導件数	16	25	26	30	30	30

### ③地域密着型サービス運営推進会議への参加（介護・医療連携推進会議）

概 要	●地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的に開催され、利用者・家族・自治会長・民生委員・地域包括支援センター・行政等が参加しています。 ●認知症対応型共同生活介護事業所・（看護）小規模多機能型居宅介護事業所・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所は少なくとも2か月に1回、地域密着型通所介護事業所・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所はおおむね6か月に1回以上開催しなければならないことになっています。
第7期の 評価	●会議の構成員として各事業所の運営推進会議に参加したことで、サービスの質が保たれているか確認することができた。
第8期の 取組	●引き続き、会議の構成員として各事業所の運営推進会議に参加し、サービスの質の確認を図っていきます。

### ④事業者指導における災害に対する備えの推進（新規）

概 要	介護事業所等への指導等を通して、介護事業等で作成している災害対策に関する具体的な計画や対応策、災害に係る訓練等の実施や必要な物資の備蓄・調達の状況を定期的に確認する。
第8期の 取組	●実地指導や集団指導時に、災害対策に関する計画（マニュアル）の整備状況を確認する。 ●実地指導や運営推進会議等において、訓練の状況や、物資の備蓄状況等も確認する。

### ⑤事業者指導における感染症に対する備えの推進（新規）

概 要	介護事業所等への指導等を通して、介護事業等で作成している感染症対策に関する具体的な対応策や、感染症に係る研修等の実施、必要な物資の備蓄・調達の状況を定期的に確認する。 感染症の予防や拡大防止について必要な普及啓発を行う。
第8期の 取組	●実地指導や集団指導時に、感染症対策に関する計画（マニュアル）の整備状況を確認する。

	●実地指導や運営推進会議等において、研修の状況や、物資の備蓄状況等も確認する。
--	---

## ⑥外部評価・第三者評価の支援

<b>概 要</b>	<p>事業者は、共通した評価基準に基づき、サービスの質、運営内容、経営内容等の良否について、専門的な見地から外部評価機関からの第三者評価を受け、評価に基づく改善指導について支援します。</p> <p>●外部評価 認知症対応型共同生活介護事業者は、年1回、自ら提供するサービスの質の評価・点検（自己評価）を行うと共に、県が選定した評価機関が第三者の観点から行う評価（外部評価）を受け、それぞれの結果を対比し、外部評価の結果を踏まえて、総括的な評価を行い、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ります。</p> <p>●第三者評価 ◇社会福祉法による社会福祉事業の経営者が提供するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価するもので、福祉サービスの質の向上を支援し、利用者への情報提供を通して、利用者本位の福祉サービスの実現を目指しています。 ◇（看護）小規模多機能型居宅介護事業者と認知症対応型共同生活介護事業者は、介護保険の外部評価を持って、第三者評価とみなされます。</p>
<b>第7期の 評価</b>	●認知症対応型共同生活介護事業者は第三者評価機関、（看護）小規模多機能型居宅介護事業者は運営推進会議を利用した外部評価をそれぞれ実施しており、サービスの質の評価と改善に関し適切な助言をすることができました。
<b>第8期の 取組</b>	●引き続き、外部評価・第三者評価実施に向けての支援を継続します。

## ⑦各種連絡協議会の開催

<b>概 要</b>	<p>●市内にある介護サービス事業者等が、サービスの質の向上等を目的に各種連絡協議会を組織し、市はそれらの事務局として、その内容の充実と支援に努めています。</p> <p>●介護保険事業者連絡協議会 市内の介護保険事業者で組織され、介護保険事業を円滑に進め、被保険者の立場に立った質の高いサービスを効率的に提供することを目指しています。</p> <p>●地域密着型サービス事業者連絡協議会 市内の地域密着型サービス事業者で組織され、地域密着型サービスを円滑に進め、質の高いサービスを効率的に提供することを目指しています。</p> <p>●ケアマネジャー連絡協議会 市内の居宅介護支援事業者、地域包括支援センターの職員及び介護保険施設等に勤務するケアマネジャー（任意会員）で組織され、地域支援事業・介護保険の利</p>
------------	--

	<p>用者の立場に立った公正中立かつ適正な介護サービス計画の作成及びケアマネジャーの資質の向上を目指しています。</p>
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険事業者連絡協議会                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事業者連絡協議会は、例年、年度末に会議を実施しており、翌年度からの制度改正や、事故報告の集計結果からの傾向と対応、介護サービス相談員の活動報告等の伝達を行い、情報の共有を図りました。なお、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため書面開催にて実施しました。</li> </ul> </li> <li>●ケアマネジャー連絡協議会                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度に継続性を持った運営ができるように役員の任期を2年に会則を改正しました。令和元年度には、組織がより会員のスキルアップ、交流や情報交換などを支援でき、連絡協議会が地域のケアマネジャーの窓口となるよう組織改編の検討を行いました。</li> <li>・地域介護、障害の連携を目的に他市のケアマネジャー連絡協議会や相談支援専門員と合同研修を開催し情報交換・共有を得られました。</li> </ul> </li> </ul>
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険事業者連絡協議会                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き事業を継続します。</li> <li>・事業者のサービス種別や職種別に問題を検討する部会等の設置について検討します。</li> </ul> </li> <li>●地域密着型サービス事業者連絡協議会                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き事業を継続します。</li> </ul> </li> <li>●ケアマネジャー連絡協議会                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き事業を継続します。</li> </ul> </li> </ul>

⑧介護人材の確保・育成（資質向上）（新規）

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護人材の確保には、さらなる処遇・環境改善が必要です。引き続き、介護職員処遇改善について、国・県へ働きかけを行うとともに、人材の新規参入を促進するため、県の施策とも連携して、介護職のイメージアップの促進に努めます。</li> <li>●事業者アンケート等により、人材確保の現状や意見を把握し、施策へ反映させていくことが肝要となります。</li> <li>●介護職員の資質向上やケアの質の確保のため研修会開催や、介護職員同士が日頃の悩み事などを相談しあったり、意見交換をしたりするなど、問題解決や新たなノウハウ取得などにつながるような場（交流会）を、関係機関と協力し開催し、人材の育成・質の向上・離職防止に努めます。</li> <li>●介護職員等が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するために、介護現場の業務効率化が急務となっています。</li> </ul>
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護職を紹介するパンフレットを作成し、介護職へのイメージアップ促進を図ります。</li> <li>●人材育成・質の向上・離職防止を観点に、事業者のサービス種別や職種別に問題を検討する部会等の設置や意見交換ができる場の設置を検討します。</li> <li>●介護現場の負担軽減のため、介護関係の文書（指定申請・報酬請求・指導監督関</li> </ul>

連)について、負担軽減となるよう文書の簡素化等の取り組みを推進します。



**【本市の要介護認定の取組み】**

超高齢化社会の進展に伴い、今後も増え続ける要介護（要支援）認定申請に対応するため、認定調査員の人員確保、認定調査員の質の向上、介護認定審査会の審査判定の平準化を図り、所要日数や申請件数の増加への対応、要介護認定の適正化につなげることに取り組みます。

**【認定調査員とは】**

申請者本人の心身の状況等について聞き取り調査を行います。認定調査は、全国一律の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行われます。そのために、認定調査の方法や選択基準を理解し平準化を図ると共に、面接技術の向上に努めています。

**【介護認定審査会とは】**

保健・医療・福祉の専門家で構成される、要介護（要支援）認定等の審査・判定を行う機関。訪問調査の内容、主治医意見書等を基に総合的に判断し、要介護（要支援）が必要な度合い、有効期間等を審査・判定します。

## 5 医療と介護の連携（基本目標1－基本施策5）

### 基本施策5

医療と介護の連携

(1)医療と介護の連携の推進【重点施策】

### (1) 医療と介護の連携の推進

○医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業所などの関係者の連携を推進していきます。

<p>概 要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>地域の医療・介護の資源の把握</b> 地域の医療機関、介護事業所等の住所・連絡先、機能等を把握し、これまでに本市が把握している情報と合わせて、地域の医療・介護関係者と共有します。</li> <li>●<b>在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</b> 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策等の検討を行います。</li> <li>●<b>切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築の推進</b> 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進します。 在宅医療・介護連携を進める中で、看取り、認知症関係、感染症や災害時対応の取組を強化します。</li> <li>●<b>医療・介護関係者の情報共有の支援</b> 情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。</li> <li>●<b>在宅医療・介護連携に関する相談支援</b> 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援します。</li> <li>●<b>医療・介護関係者の研修</b> 地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。 必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等の研修を行います。</li> <li>●<b>地域住民への普及啓発</b> 在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。</li> <li>●<b>在宅医療・介護連携に関する庁内及び関係市町の連携</b> 庁内の関係部局との連携や、那須在宅医療圏内の市町や隣接する市町が連携し、在宅医療・介護連携を推進します。</li> </ul>
<p>第7期の 評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●那須塩原市、大田原市、那須町が共同で運営協議会を設立し、那須地区在宅医療・介護連携支援センターを設置し、那須地区の在宅医療と介護を一体的に提供できる連携体制を構築することができました。(平成30年6月開所)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センターに配置した在宅療養コーディネーター（2名）と3市町が、那須郡市医師会や那須歯科医師会等と連携し、在宅医療と介護の一体的な提供に向けた相談、研修会・講演会等を実施し、医療・介護の関係者間の連携する機会を拡大することができました。</li> <li>●医療・介護等の専門職で構成する多職種連携会議や那須在宅医療圏連絡会議を開催し、医師や歯科医師、訪問看護師、ケアマネジャー、ヘルパー等を交え、連携に関する課題の把握、対応策について検討を行い、広報誌発行や研修会、講演会の開催など、在宅医療への理解を高める活動を行いました。</li> </ul>
<p><b>第8期の 取組</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続き事業を継続します。</li> </ul>

## 6 認知症施策の推進《認知症総合支援事業》（基本目標1－基本施策6）

<p><b>基本施策6</b> 認知症施策の推進 《認知症総合支援事業》</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;">(1)認知症予防の支援</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;">                 (2)認知症に対する地域の理解・啓発の推進                  ①認知症サポーター養成講座             </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;">                 (3)認知症の人への支援体制の整備【重点施策】                  ①総合的な相談支援体制の整備 ②地域の見守りネットワークの構築                  ③認知症初期集中支援チーム ④認知症地域支援推進員                  ⑤チームオレンジコーディネーターの養成（新規）             </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;">                 (4)介護者支援                  ①介護サービス施設事業所の整備                  ②介護教室の開催、介護者サロン等の開催の支援             </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;">                 (5)若年性認知症施策の推進                  ①若年性認知症施策の普及啓発             </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px;">                 (6)権利擁護の推進                  ①日常生活自立支援事業(あすてらす)(再掲) ②成年後見制度の利用支援(再掲)                  ③高齢者虐待防止(再掲)             </div>
--	---

○認知症の人（若年性認知症を含む。以下同じ）の大幅な増加が見込まれる中、必要な医療や介護のほか、日常生活における支援などの充実が求められています。

○認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を基盤とし、認知症施策推進大綱の基本的な考え方を踏まえ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指すため、認知症の人やその家族の意見も踏まえながら、「共生」と「予防」の施策を推進します。

### （１）認知症予防の支援

認知症予防の支援として、地域包括支援センターとの連携強化を図り、介護予防教室「元気もりもり講座」を中心とした認知症予防教室の開催を推進します。

### （２）認知症に対する地域の理解・啓発の推進

認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を図ると共に、認知症の人本人とその家族を地域で支える意識の啓発を推進します。

#### ①認知症サポーター養成講座

概 要	●認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成を推進します。					
第7期の 評価	●計画を上回るサポーターを養成することができ、市民等に対し認知症に関する理解を広めることができた。 ●認知症高齢者の増加に伴い、サポーターの養成・確保拡大を図る必要があります。					
第8期の 取組	●認知症の正しい理解や認知症高齢者やその家族の負担を軽減するため、引き続き、地域の団体や小中学校、企業、商工会等の方を対象に、認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの育成・確保に取り組みます。 ●認知症地域支援推進員と連携協力し、認知症サポーター養成講座やフォローアップ研修等の受講により、サポーターを養成・確保します。 加えて、指導するキャラバンメイトを確保します。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
養成人数	5,830	6,668	7,000	7,700	8,400	9,100

#### 【重点施策】

### （３）認知症の人への支援体制の整備

認知症の人とその介護者が安心して生活を送ることができるよう、地域包括支援センター等における総合的な相談支援体制の充実を図ると共に、認知症高齢者等SOSネットワークほか、地域住民や保健・医療・福祉分野の関係者等によるネットワークを構築し、地域の見守り体制を推進します。





## ①総合的な相談支援体制の整備

概要	●認知症に関する様々な相談や必要な医療・介護保険サービスの提供など、適切に対応できる総合的な相談体制の整備を推進します。
第7期の評価	●地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の総合的な相談窓口としての体制を強化することができました。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。

## ②地域の見守りネットワークの構築

概要	●認知症の人やその家族が安心して暮らすことができるよう、認知症への対応（予防・早期発見・ケア等）ができる地域の社会資源を活用し、地域で支える見守りネットワークの構築を推進します。
第7期の評価	●認知症により徘徊し行方不明になった高齢者やその家族が安心して暮らせるよう、捜索協力や情報提供する協力者を募り、発見・保護する認知症高齢者等 SOS ネットワーク体制を構築するための事業を創設しました。 ●地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、協力機関や協力者の参加を募りながら、地域で支える見守りネットワークを構築を推進することができました。
第8期の取組	●地域ケア会議や生活支援体制整備事業（地域住民助け合い事業）による地域づくりの一つとして認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業を活用し、地域で見守るネットワーク体制（協力事業者、協力者）を拡充します。

## ③認知症初期集中支援チームの発動

概要	●認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」により、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。
第7期の取組	●医師、地域包括支援センター等で構成する認知症初期集中支援チームを設置し、早期に支援できる体制を整備することができた。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。

## ④認知症地域支援推進員の育成

概要	●認知症の人ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整を行う認知症地域支援推進員の育成・設置を行います。
第7期の評価	●認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、医療機関や介護サービス事業者との連携支援や相談業務を行うことで、認知症の人やその家族を支援することができました。
第8期の取組	●認知症地域支援推進員による相談支援体制を拡充し、認知症ケアの向上を図ります。

実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
推進員数	3	9	12	13	14	15

#### ⑤チームオレンジコーディネーターの養成（新規）

概要	●認知症の人ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを地域ごとに整備します。
第8期の取組	●チームオレンジコーディネーターの養成に取り組みます。

※チームオレンジコーディネーターとは、地域で暮らす認知症の人やその家族を支援するチームオレンジ（認知症サポーターを中心に構成）の立ち上げ支援や運営支援を行う者

### （4）介護者支援

#### ①介護サービス施設事業所の整備（P.〇〇参照）

#### ②介護教室の開催、介護者サロン等の開催の支援

概要	●在宅で介護する家族等を支援するため、介護者を対象とした認知症の理解や介護方法を学ぶ介護教室の開催を推進します。また、地域住民が主体となって介護中の方や介護経験のある方が集まり、介護に関する問題や悩みを話し合う介護者サロン（認知症カフェ等）の開催を支援します。
第7期の評価	●介護教室の開催や地域住民が運営する介護者サロン（認知症カフェ等）の開催を支援し、認知症への理解を深め、介護者の不安軽減に資することができました。
第8期の取組	●介護者サロン（認知症カフェ等）の開催や新規立上げを支援し、地域での交流の場づくりを推進します。

### （5）若年性認知症施策の推進

65歳未満で発症する若年性認知症の人は、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題や、主介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なった複数介護等の特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に講じていく必要があります。

#### ①若年性認知症施策の普及啓発

概要	●若年性認知症の人に対するサービス提供については、身体能力などを勘案した活動的なプログラムに取り組む介護サービス事業所や就労支援に取り組む障害福祉サービス事業所などが一部あるものの、若年性認知症の人は、その数が少ないことや身体状況が高齢者と異なるなどの特性があることから、より身近な地域での居場所づくり、就労・社会参加支援等を検討していきます。
第7期の評価	●認知症に関する講演会の開催や認知症の理解を広めるRUN伴イベントへ参加し、若年性認知症に関する普及啓発を図ることができました。

	●若年性認知症の人が参加できる認知症の関係団体（認知症カフェ等）と連携し、社会参加できる環境を整備することができました。
第8期の 取組	●認知症カフェ等の居場所の充実や設置拡大を図り、若年性認知症の人が参加しやすい環境を整備します。 ●介護教室の開催や介護者サロン等の開催を支援し、若年性認知症の人が参加しやすい環境を整備します。

### （6）権利擁護の推進

関係機関等との連携を図りながら、制度の説明や福祉サービスの利用を支援します。

- ①日常生活自立支援事業（あすてらす）（再掲。P.77 参照）
- ②成年後見制度の利用支援（再掲。P.77 参照）
- ③高齢者虐待防止（再掲。P.77 参照）

## 7 支え合う地域づくりの推進（基本目標1－基本施策7）

基本施策7 支え合う地域づくりの推進	(1)地域見守り支え合い体制の整備【重点施策】 ①地域住民助け合い事業
	(2)高齢者台帳(一人暮らし・高齢者のみ世帯)の整備
	(3)敬老事業の実施 ①敬老会の開催支援 ②敬老祝金・記念品の贈呈

### 【重点施策】

#### (1) 地域見守り支え合い体制の整備

- 高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加や認知症の人の増加が大きな課題となっています。
- 高齢者の在宅生活を支えるために活用できる地域の保健・医療・介護・福祉の関係者やNPO法人、ボランティア等の社会資源を洗い出し、地域包括支援センターを中核とした地域ネットワークの構築を目指します。
- 地域ネットワークを構成する社会資源との連携や情報の共有化等の取組を支援すると共に、地域の住民やボランティア等が取り組む高齢者の安全・安心を支えるための見守りや安否確認等の活動を支援していきます。

#### ①地域住民助け合い事業

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政によるサービスだけでなく多様な主体による、重層的な生活支援サービスが地域で提供される体制整備を支援します。</li> <li>●15公民館区に配置した地域支え合い推進員等が、地域の課題について協議する場（協議体）の設置を支援します。</li> <li>●元気な高齢者が担い手となり、地域住民がお互いに見守り、助け合うための組織を結成し、互助の仕組みの構築を進めます。</li> </ul>					
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>●15公立公民館区全てに配置した地域支え合い推進員等が、高齢者を含めた地域住民がお互いに見守り助け合いながら、住み慣れた地域で生活を続けられるよう自治会を中心に見守り組織の結成を促し、地域づくりを推進することができました。年々、見守り組織は増加しています。</li> <li>●見守り組織活動の中で見えてきた地域の課題について、解決に向けて協議する場（協議体）の新規立上げ及び継続支援が必要です。</li> </ul>					
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域共生社会を踏まえ、引き続き事業を継続し、地域の実情に応じた地域住民による見守り助け合う地域づくりを推進します。</li> <li>●見守り組織を結成し、協議体としての充実を図ります。</li> </ul>					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
見守り活動実施 自治会数	73	84	110	115	120	125

**(2) 高齢者台帳（一人暮らし・高齢者のみ世帯）の整備**

<b>概 要</b>	●一人暮らし等の高齢者に対して、緊急時の対応や在宅福祉サービス提供のため、民生委員等の協力を得て台帳を整備し、関係者間での情報共有を図ります。
<b>第7期の評価</b>	●高齢者台帳は、一人暮らし高齢者等の基礎資料として、安心した在宅生活の支援に寄与しました。 ●一人暮らし高齢者等の増加に対応できるよう、高齢者台帳整備を進める必要があります。
<b>第8期の取組</b>	●引き続き事業を継続し、高齢者台帳の整備及び情報の共有を図ります。

**(3) 敬老事業の実施****①敬老会の開催支援**

<b>概 要</b>	●長年、地域社会に貢献してきた高齢者に対して敬意を表し、各地区の自治会などが中心となり開催する、地域の自主性、独自性を重んじた敬老会を支援します。
<b>第7期の評価</b>	●高齢者を敬い長寿を祝うとともに、若い世代への敬老思想の浸透を図ることにより、高齢者の生きがいがいづくりに寄与しました。 ●今後も対象者が増えていく見込みのため、開催支援方法の検討が必要です。
<b>第8期の取組</b>	●引き続き事業を継続しながら、開催支援方法の検討を進めます。

**②敬老祝金・記念品の贈呈**

<b>概 要</b>	●高齢者の長寿を祝福して、人生の祝年を迎える高齢者に対し、敬老祝金・記念品を贈呈します。
<b>第7期の評価</b>	●敬老祝金・記念品を贈呈することにより、高齢者の長寿を祝福し、幸福を感じていただくことにより、高齢者の生きがいがいづくりに寄与しました。 ●今後も対象が増える見込みのため、贈呈内容の検討が必要です。
<b>第8期の取組</b>	●引き続き事業を継続しながら、贈呈内容などの検討を進めます。

## 8 地域包括支援センターの機能・運営の強化（基本目標1－基本施策8）

<p><b>基本施策8</b></p> <p>地域包括支援センターの機能・運営の強化</p>	<p>(1)地域包括支援センター機能・運営の強化</p>
	<p>(2)基幹型地域包括支援センターの設置</p>

### (1) 地域包括支援センター機能・運営の強化

<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の自立支援・介護予防・重度化防止の推進、生活支援サービスの充実、総合事業の推進に当たっては、地域包括支援センターの機能・運営強化が必要不可欠となります。</li> <li>●高齢者人口がピークを迎える2040年を見据え、地域包括ケアシステムの実現、地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センター業務の円滑かつ効率的な推進を確保しながら、「専門職関与」や他事業との連携による一般介護予防事業の推進、「PDCAサイクルに沿った推進」、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を図ります。</li> </ul>
<b>第7期の評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センター運営（介護予防ケアマネジメント、人員体制等）について管理者及び施設長と協議し、令和2年度から、センターの人員（プランナー他8名）増による業務体制の充実、業務指針となる実施方針の策定、事業評価指標によるチャート化による評価など、機能強化や運営強化に向けた体制を整備することができた。</li> </ul>
<b>第8期の取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応するため、センター間及び行政との業務の役割分担の明確化・連携強化、PDCAの充実による効果的な運営を継続させ、センターの機能・運営を強化します。</li> </ul>

### (2) 基幹型地域包括支援センターの設置

<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後、高齢者の増加に伴い、地域包括支援センターの果たす役割はますます重要になってくるため、市内8ヶ所の地域包括支援センターの総合調整や後方支援を行う、基幹型地域包括支援センターを設置します。</li> </ul>
<b>第8期の取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市担当部署内に、基幹型地域包括支援センターを設置します。</li> </ul>

## 第2節 高齢者の社会参加の促進

### 1 居場所づくり・社会参加の促進（基本目標2—基本施策1）

- 元気な高齢者と要支援・要介護認定を受けている高齢者が一緒に、地域において生きがいや役割を持って生活できるような集いの場、通いの場など、身近に参加できる居場所づくりや社会参加を推進します。
- 団塊の世代をはじめとするシニア世代は、豊富な経験や知識を持ち地域活動やまちづくりに欠かせない存在です。

<p><b>基本施策1</b> 居場所づくり・ 社会参加の促進</p>	<p><b>(1)高齢者の多様な交流の場の支援【重点施策】</b></p> <p>①生きがいサロン推進事業の実施 ②新しい居場所づくりの推進 ③元気アップデイサービス事業(再掲) ④シニアセンターを拠点とした居場所づくり(再掲)</p>
	<p><b>(2)高齢者の多様な活動の支援【重点施策】</b></p> <p>①就労的活動支援コーディネーターの配置（新規） ②老人クラブの活動支援 ③シルバー人材センターの活動支援 ④シルバー大学校同窓会会員との連携 ⑤介護支援ボランティアポイント事業の推進 ⑥高齢者就職活動応援</p>
	<p><b>(3)生涯現役応援体制への協力</b></p>
	<p><b>(4)生涯学習、スポーツ、レクリエーションの場の提供</b></p> <p>①生涯学習の場の提供 ②スポーツ・レクリエーション活動の場の提供 ③スポーツボランティア活動の場の提供</p>

#### 【重点施策】

#### (1) 高齢者の多様な交流の場の支援

##### ①生きがいサロン推進事業の実施

概要	●地域の人材を活用し、地域が運営する寄り合いどころである「生きがいサロン」の開設により、高齢者が住み慣れた地域で楽しみと生きがいを見出し、いきいきと安心して日常生活を送るための支援を行い、地域内の見守り・助け合いの精神の醸成を図り、地域福祉の向上を推進します。
第7期の 評価	●高齢者が住み慣れた地域で多様な交流が図れ、閉じこもり防止及び孤立防止に効果がありました。
第8期の 取組	●引き続き事業を継続しながら、サロン実施担当者への研修会などを実施し、より良いサロンの開催について支援を進めます。

	また、サロンが無い自治会等に、サロンの立ち上げ支援を進めます。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
箇所数	60	61	62	63	64	65

## ②新しい居場所づくりの推進

概要	●高齢化の進展に伴い、一人暮らしの高齢者、認知症高齢者などが増加する見込みのため、地域住民助け合い事業において高齢者の身近な地域における新しい居場所づくりを推進します。
----	--

## ③元気アップデイサービス事業（再掲。P.72 参照）

## ④シニアセンターを拠点とした居場所づくり（再掲。P.71 参照）

### 【重点施策】

### （2）高齢者の多様な活動の支援

高齢者が豊かな生活と健康の維持・増進を図るため、地域活動やボランティア、就労を通して、高齢者自らが社会を支える一員としての役割を見出し、豊富な経験や知識、技能を生かした活動ができるよう支援します。

## ①就労的活動支援コーディネーターの配置（新規）

概要	●高齢者の社会参加を促進するため、就労的活動の場を提供できる民間企業や団体等と連携し、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする就労的活動支援コーディネーターを配置します。
第8期の取組	●就労的活動支援コーディネーターを配置します。

## ②老人クラブの活動支援

概要	●高齢者の社会活動への参加を促進するため、仲間づくりや健康づくり、趣味や教養などの学習活動、社会奉仕やその他の地域活動など、自らの生きがいを高める様々な活動を支援します。					
第7期の評価	●クラブ数や会員数の減少が続いているため、社協だよりにより会員募集の周知をしました。 ●高齢者の仲間づくりや健康づくりなどの推進に寄与しています。					
第8期の取組	●引き続き事業を継続し、事務局である社会福祉協議会と連携を図り、PR活動等により会員数の減少の防止に努めます。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
老人クラブ数	56	53	51	51	51	51



## ③シルバー人材センターの活動支援

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●シルバー人材センターは、高齢者の知識・経験・能力が生かされる仕事を家庭・事業所・公共団体等から受け、会員に提供しています。</li> <li>●シルバー人材センターが実施している受注の拡大、生活支援サービスの拡大に向けた技能講習の充実、会員組織活動の強化、事務局機能の強化等を支援します。</li> </ul>					
第7期の評価	●就業年齢の引き上げや、多様な働き方などにより、新たなシルバー会員の獲得が減少していますが、高齢者の就業機会の確保や高齢者の能力を活用した活力ある地域社会づくりの推進に寄与しました。					
第8期の取組	●引き続き事業を継続し、PR活動等により会員数の減少の防止の支援に努めます。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
会員数	741	729	743	750	750	750

## ④シルバー大学校同窓会会員との連携

概要	●栃木県シルバー大学校の卒業生が、同校で学んだ知識や経験を生かし、地域活動を実践しています。
第7期の評価	●シルバー作品文化祭への協力、シニアサポーターとの連携など社会参加の促進を図ることができました。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。

## ⑤介護支援ボランティアポイント事業の推進

概要	●高齢者が、介護保険事業所等でボランティア活動を行うことにより、社会参加の促進や健康増進・介護予防を図るため、ボランティア活動を始めるきっかけとなる事業を推進します。					
第7期の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の社会参加の促進と、本人の健康増進や介護予防に効果が見られました。</li> <li>●新型コロナウイルス感染症流行以前は、着実に登録者数が増加していましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、新規登録者は見込めませんでした。</li> </ul>					
第8期の取組	●引き続き事業を継続し、事業の周知、事業説明会の開催等により、ボランティア活動登録者数の増加を目指します。					
実績と見込み	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込み)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
ボランティア活動登録者数	173	180	180	185	190	195

⑥高齢者就職活動応援（新規）

概要	●これから仕事をしたいと考えている方、就職活動の仕方がわからない方などを対象に、企業とのミニ合同面接会や個別相談会を開催し、高齢者の就労支援を行います。
----	--

（3）生涯現役応援体制への協力

概要	●高齢者の社会参加（ボランティア活動、就労、学習等）の促進を図り、健康で意欲を持った高齢者がいきいきと輝く生涯現役社会の実現を目指すため、生涯現役応援体制の構築を推進します。
第7期の評価	●栃木県から委嘱を受けた、研修会参加にかかる実費弁償などシニアサポーターへの活動支援を行いました。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。

（4）生涯学習、スポーツ、レクリエーションの場の提供

①生涯学習の場の提供

概要	●公民館の高齢者学級において開催している各種講座、地域活動の実践のための学習機会である栃木県シルバー大学校の活用を積極的に呼びかけ、様々な学習の機会が得られるよう支援します。 ●公民館等の生涯学習講座、文化交流活動、シルバー作品文化祭など活動成果の発表の場の提供を行います。
第7期の評価	●シルバー作品文化祭の開催による、活動発表など場の提供が適切に行えました。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。

②スポーツ・レクリエーション活動の場の提供

概要	●高齢者の交流、体力の維持、健康の増進を目的としたスポーツ活動や健康体操、社交ダンス、カラオケなどレクリエーション活動の促進を図ります。
第7期の評価	●老人クラブスポーツ大会、生きがいサロン等の適切な開催支援により、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供が行えました。
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。

③スポーツボランティア活動の場の提供（新規）

概要	●スポーツボランティア制度では、スポーツイベントでの協力スタッフとしてボランティア活動の場を提供しています。
第7期の評価	●市主催の大きなイベント等での協力スタッフとして、支えるスポーツ活動への参加が行われました。（ボランティア登録者49人、内高齢者32人）
第8期の取組	●引き続き事業を継続します。

## 第3節 介護サービス等の適切な運営

### 4 適正な給付と介護保険の健全化（基本目標3-施策4）

基本施策4 適正な給付と介護保険の健全化

(1)介護給付等費用適正化事業

#### (1) 介護給付等費用適正化事業

介護給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方で利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険の信頼性を高めると共に、持続可能な介護保険制度の構築につながるものです。このため、次の事業に取り組みます。

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要介護認定の適正化           <p>要介護認定を行うに当たり、当市において直営での認定調査及び介護認定審査会を運営します。</p> <p>認定調査は、調査基準の妥当性・認識の平準化を図ると共に、客観的に内容のチェックを行います。また、審査会は、職種に偏らない合議体の編成や半年ごとのメンバー入れ替えを行い、各合議体の平準化を図ると共に、全国の保険者と比較した分析等を行い適正な認定に努めます。</p> </li> <li>●ケアプランの点検           <p>介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の内容について、事業者に資料提出を求め、事業所訪問等を行い、ケアプラン作成の過程を確認すると共に、利用者にとって自立支援に資する適切なプランの内容かどうか点検し、介護支援専門員へ気づきを促す支援を行います。</p> </li> <li>●住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査           <p>利用者の状態にあった住宅改修となるよう、事前の改修理由の確認や利用者の居宅訪問、改修前の工事見積書の点検を行い、本人の状態にあった改修が行われているかどうか確認を行います。</p> <p>また、購入（貸与）した福祉用具が適正に利用されているか、また、利用者の状態に合っているか、利用方法や利用状況の確認を行います。</p> </li> <li>●医療情報との突合、縦覧点検           <p>国保連合会介護給付適正化システムから提供される「医療情報との突合」「縦覧点検」情報の確認等について点検を行います。</p> </li> <li>●介護給付費通知           <p>サービスの利用者又はその家族へ、利用したサービスとその費用額及び給付額等を記載した通知を定期的に送付します。</p> </li> <li>●給付実績の活用           <p>国保連合会から得た給付実績情報をもとに、事業所別やサービス別等それぞれ体系別に比較することで、不正や特異な事例を抽出し情報の確認を行います。</p> </li> </ul>
<p>第7期の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適正な要介護認定のため、介護認定調査員の定期的な研修や勉強会、介護認定審査会委員の合議体構成委員の半年ごとの入れ替え等を行い、適正な介護認定につなげることができました。</li> <li>●ケアプランの点検で事業所を訪問し、必要な支援を行いました。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療費との突合・縦覧点検については、国保連合会から提供される情報等の確認を実施しました。</li> <li>●住宅改修等の事前・事後申請の書類点検については全件実施。訪問点検については年1～3件を実施しました。</li> <li>●サービス利用者に対し給付費通知を送付し、改めてサービス内容を確認し、適正な請求に向けた抑制効果に努めました。</li> <li>●「要介護認定の適正化」「介護給付費通知」「医療情報との突合・縦覧点検」については計画的に実施しました。一方で、「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」については、実施しているものの調査件数が少ない状況でした。</li> </ul>		
第8期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続き事業を実施し、介護給付の適正化に努めます。</li> <li>●職員の知識・技術等専門性を高め、調査件数を拡大する等、実施方法や実施体制を検討します。</li> </ul>		
実績	H30 (実績)	H31 (実績)	R2 (見込み)
要介護認定の適正化	半年毎に審査会委員の入替 審査会委員(1回)、調査員の 研修(2回)実施	半年毎に審査会委員の入替 審査会委員(1回)、調査員の 研修(2回)実施	半年毎に審査会委員の入替 審査会委員、調査員の研修 各2回実施予定
ケアプラン点検(件数)	3	2	10
住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査	事前・事後申請全件確認、現地確認3件	事前・事後申請全件確認、現地確認1件	事前・事後申請全件確認、現地確認3件
医療情報との突合、縦覧点検	国保連に委託 医療(276)、縦覧(964)	国保連に委託 医療(523)、縦覧(1,128)	国保連に委託
介護給付費通知	4回/年	4回/年	4回/年
見込み	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)
要介護認定の適正化	半年毎に審査会委員の入替 審査会委員、調査員の研修 の実施	半年毎に審査会委員の入替 審査会委員、調査員の研修 の実施	半年毎に審査会委員の入替 審査会委員、調査員の研修 の実施
ケアプラン点検(件数)	15	20	25
住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査	事前・事後申請全件確認、現地確認6件	事前・事後申請全件確認、現地確認10件	事前・事後申請全件確認、現地確認15件
医療情報との突合、縦覧点検	国保連に委託	国保連に委託	国保連に委託
介護給付費通知	4回/年	4回/年	4回/年